

多子軽減制度について(お知らせ)

【制度の内容】

市民税課税世帯のうち、生計を一にするお子さんが複数おられるご家庭で、2人目以降のお子さんが児童通所支援(児童発達支援、保育所等訪問支援)を利用している場合に、通所給付費にかかる利用者負担が軽減される制度です。対象者は、世帯の市町村民税所得割合算額により異なります。

【対象者】

世帯の市町村民税所得割合算額に応じた次の世帯構成要件を満たす方

1. 世帯の市町村民税所得割合算額が 77,101 円以上(※1)の世帯

同一世帯に保育所等(※2)や児童通所支援を利用する未就学児が2人以上おり、児童通所支援を利用する児童が第2子以降である場合

2. 世帯の市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満(※1)の世帯

生計を一にするお子さんが複数おり、児童通所支援を利用する児童が第2子以降である場合

(※1)平成 22 年度地方税法改正前の扶養親族等に関する控除がなされた場合の想定市町村民税所得割額

(※2)「保育所」とは認可保育所のことです。平成 28 年 4 月より、特例保育及び家庭的保育事業等による保育を受ける児童も対象となりました。

【軽減内容】

次の 1~3 を合算した額と従来の所得区分ごとの負担上限月額を比較して、低い方の額が軽減後の負担上限月額になります。

1. 第 1 子が児童通所支援を利用する場合の利用者負担額 → その月の通所給付費の 100 分の 10 (軽減措置なし)
2. 第 2 子が児童通所支援を利用する場合の利用者負担額 → その月の通所給付費の 100 分の 5
3. 第 3 子以降が児童通所支援を利用する場合の利用者負担額 → 0 円

＜第何子かを決定する方法＞

- ・世帯の市町村民税所得割合算額が 77,101 円以上の世帯
→ 保育所等に通う未就学児の中で年齢の高い順に第 1 子、第 2 子…と数える
- ・世帯の市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯
→ 生計を一にするきょうだいの中で年齢の高い順に第 1 子、第 2 子…と数える

【申請窓口】

徳島市役所障害福祉課 障害者支援係(1階15番窓口)

【申請に必要な書類】

- ①児童通所支援申請書(様式第1号)
- ②マイナンバー制度に関する書類(※郵送で提出される場合は必要書類のコピーを添付してください。